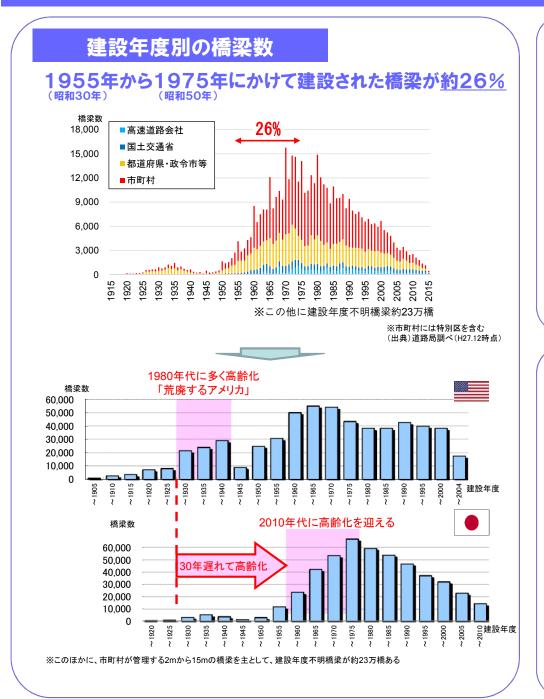
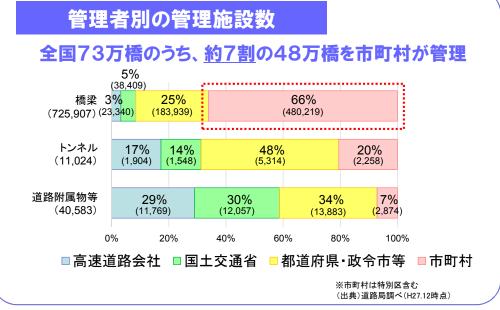
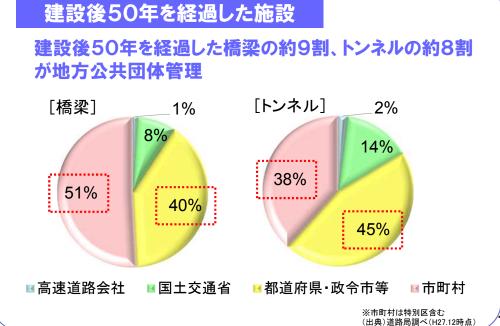
メンテナンスについて

道路ストックと老朽化を取り巻く現状





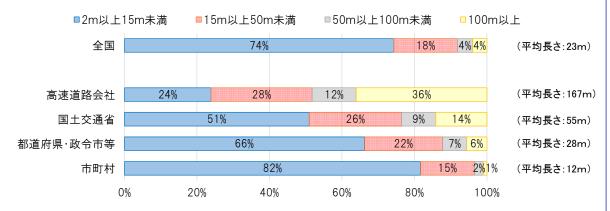


道路ストックと老朽化を取り巻く現状

管理者別の橋梁・トンネルの延長

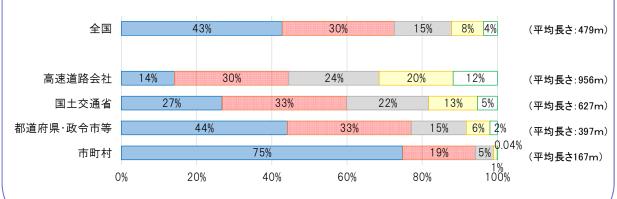
国・高速道路会社管理では長大橋、長大トンネルが多数存在 市町村管理の橋の約8割は15m未満、トンネルの約7割は200m未満

[橋長]



「トンネル延長]

■200m未満 ■200m以上500m未満 ■500m以上100m未満 □1,000m以上2,000m未満 □2,000m以上



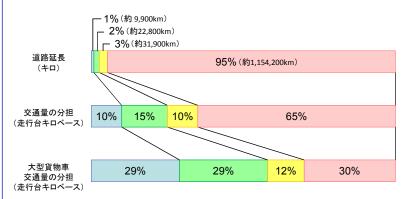
※市町村は特別区含む (出典)道路局調べ(H27.12時点)

各橋梁・トンネルが担う物流の状況

地方公共団体管理の橋梁やトンネルは数は多いが、大型車の交通量は少ない

「道路別の交通量の分担]

□高速道路会社 □国道(国管理) □国道(地方公共団体管理) □都道府県・市町村道



[道路別の平均大型貨物車交通量]



- ※ 道路延長は「道路統計年報」(平成26年4月1日現在)による
- ※ 交通分担等は「H17年度道路交通センサス」及び「自動車輸送統計年報平成17年度分」による
- ※ 平均大型貨物車交通量は大型貨物車交通量(走行台キロベース)を道路延長で除することにより算出

これまでの取り組み状況

「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」

H26.4.14 社会資本整備審議会道路分科会建議

メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

○各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]

〇橋梁(約73万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な 基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施

[診断]

○統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健診』

(省令·告示: H26.3.31公布、同年7.1施行)

| (1) 13 13 11 11 11 11 11 | | | | | | |
|--------------------------|--------|---|--|--|--|--|
| 区分 | | 状態 | | | | |
| I | 健全 | 構造物の機能に支障が生じていない状態 | | | | |
| I | 予防保全段階 | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全 の観点から措置を講ずることが望ましい状態 | | | | |
| Ш | 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期 に措置を講ずべき状態 | | | | |
| IV | 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可 能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 | | | | |

[措置]

- ○点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- ○利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- ○適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示

「記録]

〇点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

※施設数はH27.12月時点

メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築・

○メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

[予算]

- (高速) 〇高速道路更新事業の財源確保(平成26年法改正)
- (直轄) 〇点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方)○複数年にわたり集中的に実施する<mark>大規模修繕・更新</mark>に 対して支援する<mark>補助制度</mark>

[体制]

- 〇都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- 〇メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- ○社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から 構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- ○重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、<mark>国や高速会社等が点検や修繕等を代行</mark>(跨道橋等)
- 〇地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

[技術]

- ○点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 〇点検·診断の知識·技能·実務経験を有する技術者確保のための 資格制度
- 〇産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

[国民の理 解・協働]

〇老朽化の現状や対策について、<mark>国民の理解と協働</mark>の取組みを推進

その他

○過積載等の違反者への取締り・指導の強化

提言の実行状況(主な項目)

大規模修繕・更新に対する補助制度

- ・H27年度に創設
- ・H28年度は59箇所で実施

道路メンテナンス会議・国民の理解と協働

- ・全ての都道府県に設置(H26年度)
- ・国民の理解と協働に向け道路メンテナンス年 報を公表

技術開発を推進

・非破壊検査等の点検・補修技術等について、 現場への導入を検討

直轄診断・国による修繕代行制度

- ・H26・27年度で直轄診断を6箇所で実施
- ・修繕代行はこれまでに5箇所で実施

過積載等の違反者への取締り・指導の強化

・悪質な違反者は即時告発(レッドカード)を実施

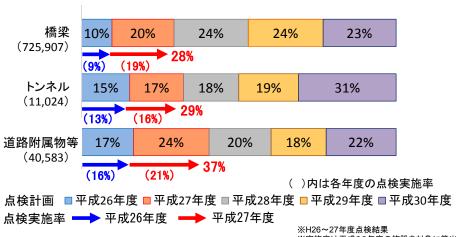
地方公共団体の職員も対象とした研修の充実

- ·H26·27年度で約2,400名受講
- ・うち地方公共団体職員は約1,900名受講

全国統一の基準に基づく点検結果と見えてきた課題

点検実施状況

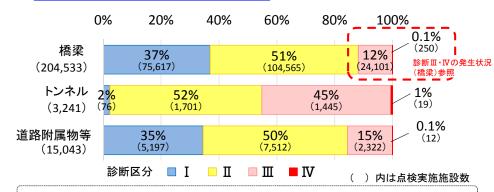
H26年7月から定期点検を実施。 今後、さらに点検を促進させる必要あり。



※H26~27年度点検結果 ※実施率は平成26年度の施設を対象に算出 (出典)道路局調べ(H28.3末時点)

点検結果

点検を実施した橋梁のうち、約12%(約2.4万橋)が 緊急または早期に修繕が必要



- 構造物の機能に支障が生じていない状態
- Ⅱ 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- Ⅲ 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- Ⅳ 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※H26~27年度点検結果 (出典)道路局調べ(H28.3末時点

診断Ⅲ・Ⅳの発生状況(橋梁)

市町村管理橋梁の診断区分IV(緊急に措置を講すべき状態)の発生割合は、国の約8倍、都道府県・政令市の約7倍

| | 点検 | 診断区分Ⅲ | | 診断区分Ⅳ | | |
|-----------|------------|---------|-------------------|---------------------|-------------------|----|
| 管理者 | 実施数 (橋) | (橋) | 発生割合 (100橋あたり) | (橋) | 発生割合 (10,000橋あたり) | |
| 高速道路会社 | 8, 272 | 695 | 8 | 0 | 0 | |
| 国土交通省 | 13, 103 | 1, 310 | 10 | 3 | 2. 3 | 8倍 |
| 都道府県•政令市等 | 58, 185 | 7, 647 | 13 | 16 <mark>約</mark> 7 | 倍 2.7 | |
| 市町村 | 124, 973 | 14, 449 | 12 | 231 | 18 | |
| 計 | 204, 533 | 24, 101 | 12 | 250 | 12 | |

※H26~27年度点検結果 ※市町村は特別区含む

(出典)道路局調べ(H28.3末時点)

通行規制等橋梁の増加

地方公共団体管理橋梁では、近年<u>通行規制等の数が</u> 大幅に増加



※東日本大震災の被災地域は一部含まず ※数値は各年度毎の通行規制等の発生件数

(出典)道路局調べ(H27.4時点)

老朽化と市町村の予算の現状

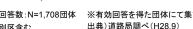
市町村の道路修繕予算

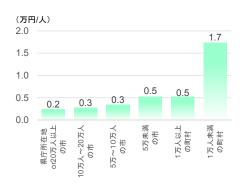
市町村の平均修繕予算は約2億円(平成28年度)

■人口規模別の平均修繕予算(平成28年度)

(参考)人口1人あたりの平均修繕予算(平成28年度)







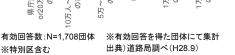
有効回答数:N=1,708団体 ※有効回答を得た団体にて集計 出典)道路局調べ(H28.9) ※特別区含む

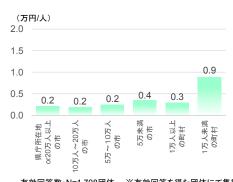
市町村の道路維持予算

市町村の平均維持予算は約1.5億円(平成28年度)

■人口規模別の平均維持予算(平成28年度) (参考)人口1人あたりの平均維持予算(平成28年度)







有効回答数:N=1,708団体 ※有効回答を得た団体にて集計 出典)道路局調べ(H28.9) ※特別区含む

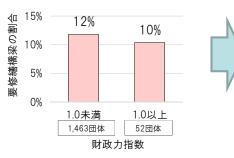
財政力指数※1と点検実施率・要修繕橋梁の割合※2

財政力指数が1.0未満の市町村は点検実施率が低く、要修 繕橋梁の割合が高い傾向

■財政力指数と点検実施率



■財政力指数と要修繕橋梁の割合



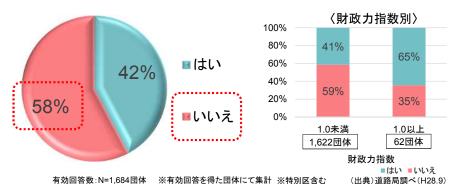
- ※1 財政力指数: 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。(H28.3時点)
- ※2 要修繕橋梁の割合:判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の合計数/点検実施数

※特別区含む ※財政力指数と要修繕橋梁の割合H26~27年度に点検を行った団体にて集計

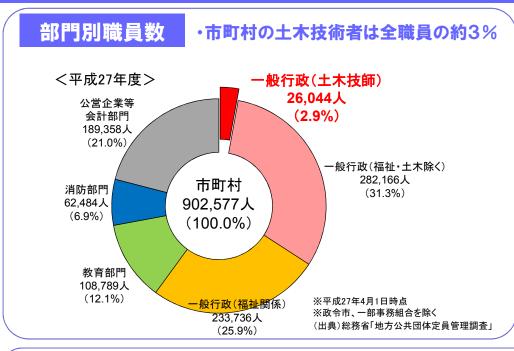
市町村の施設管理に関するアンケート

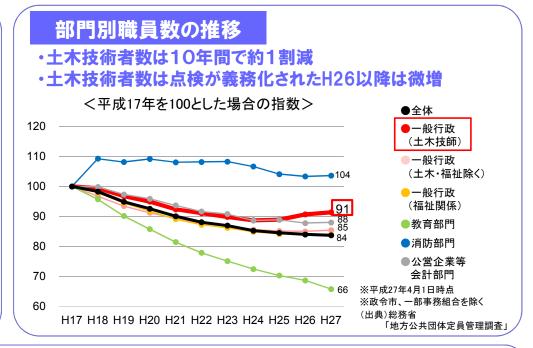
約6割の市町村が、現在の予算規模ではメンテナンスサイクルを 回せないとの見通し

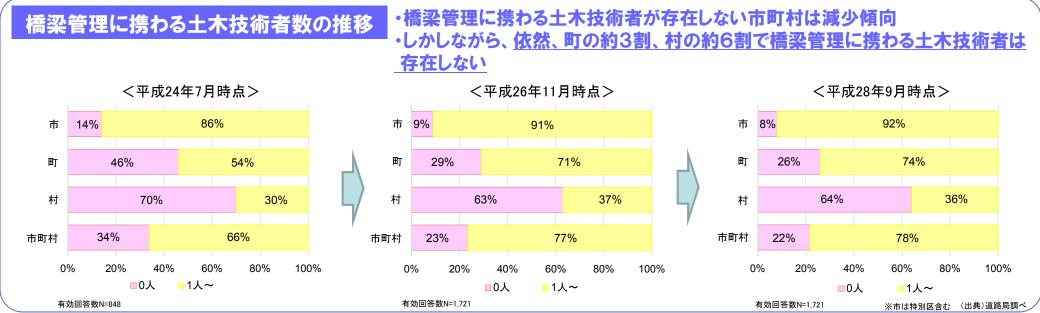
問:定期点検により判定Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)の橋梁について、現在の予算 状況を踏まえると5年以内の措置は可能でしょうか。



市町村の体制の現状と課題







老朽化対策を確実に進めるための方策

将来の維持管理費用について

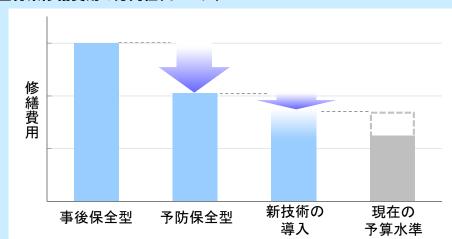
■国・地方の維持管理費の推移



- ※ 維持管理費は橋梁補修、舗装補修、その他修繕、維持費の合計
- ※ 地方は都道府県・政令市(道路公社含む)、市町村(特別区を含む)
- ※ H22~24年度は、東日本大震災の影響により、一部市町村に係る分は計上されていなし

(出典)道路統計年報

■将来修繕費用の方向性(イメージ)



予防保全: 個々の道路環境を踏まえて、道路管理者が定期的に点検・診断を行い、最小のライフサイクルコストで安全・安心やその他の必要なサービス水準を確保し、構造物の長寿命化を図ることを目的とする予防的な保全による維持管理の考え方

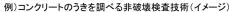
1)予防保全を前提としたメンテナンスの計画的な実施

- > 予防保全による将来の維持管理費用の縮減
- ▶ 各道路管理者が策定・改正する個別施設計画※に反映(H32まで)

※個別施設計画:インフラ長寿命化基本計画(H25.11)及び国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき、各道 路管理者が定める個別施設毎の長寿命化計画(地方公共団体の個別施設計画はH32までに策定)

②新技術の導入によるコスト縮減

> 非破壊検査等の点検・補修技術について、 現場への導入を推進



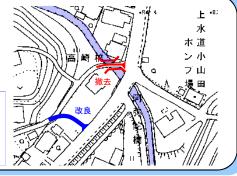


③集約化·撤去

- > 利用状況等を踏まえ、必要に応じて橋梁 等の集約化・撤去について検討
 - ■集約・撤去の事例(鹿児島県姶良市) ⇒集約するために道路を改良し、老朽橋を撤去







4過積載撲滅に向けた取組の強化(H28.10.25第56回基本政策部会の再掲)

➤ 動的荷重計測(Weigh-in-motion)による自動取締りについて真に実効性を上げる取組の強化など、更なるメリハリの効いた取組を推進

⑤必要な予算等の確保

- > 地方における維持管理の費用負担について支援する仕組みを検討すべきでは ないか
- ▶ 地方において必要な技術職員を確保すべきではないか
- > 予算拡充の必要性について国民の理解を得る必要があるのではないか

6地方への国の関わり方

- > 研修、講習会等を通じた技術的支援の継続・充実を図るべきではないか
- ▶ 直轄国道事務所や研究機関による地域の実情に応じた技術的支援体制を構築すべきではないか
- ▶ 地方の維持管理に関する支援や関わりについては、全国横断的な判断による 路線の重要性や予防保全への取組状況等により、メリハリをつけるべきではないか

※第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁について最優先で点検を実施

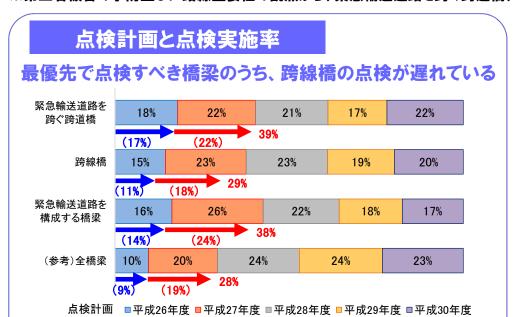
※H26~27年度点検結果

(出典)道路局調べ(H28.3末時点

協議の

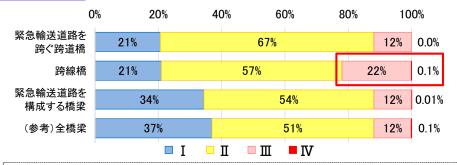
内容を

具体化



点検結果

点検を実施した跨線橋のうち、約22%が緊急または早期に 修繕が必要



- 構造物の機能に支障が生じていない状態
- 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(出典)道路局調べ(H28.3末時点) ※H26~27年度点検結果

点検の結果を踏まえ、今後修繕工事の増加が見込まれることから

点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要

課題への対応

道路法施行規則の一部を改正

点検実施率 一 平成26年度 一 平成27年度

- 道路法施行規則第4条の5の5において、道路管理者が従 うべき道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必 要な事項が定められている。
- 当該基準に、道路管理者は、鉄道事業者との協議により、 あらかじめ、跨線橋の維持又は修繕の方法を定めておくべ き旨を追加。

公布 平成28年10月28日 施行 平成28年12月 1日

通達の発出

- 平成27年3月に道路管理者と鉄道事業者が跨線橋の点検についての協議を行 い、5年間の点検計画を作成。現在、これに基づいて点検を実施しているところ
- 今回の通達により、この点検計画に加え、修繕工事の計画についても協議
- 点検、修繕の実施時期や緊急時の対応等、あらかじめ協議すべき具体的な内容
- 協議の実施にあたり、道路管理者と鉄道事業者等をメ